

# 株式会社NTTドコモから提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

平成27年度第3四半期  
(平成27年10月～12月)

この資料は、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から提出された四半期報告（※）の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

## <報告概要>

### 1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成28年10月の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。高度特定基地局によるサービスについても、平成29年3月の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。

### 2 特定基地局の整備計画

#### <3.5GHz帯－特定基地局>

特定基地局数：0局（開設計画では平成27年度末に1局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成27年度末で0%）

#### <3.5GHz帯－高度特定基地局>

高度特定基地局数：0局（開設計画では平成27年度末に0局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成27年度末で0%）

### 3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

### 4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについては、NTTドコモと直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は15者である。（※）

※ただし、NTTドコモとの直接契約ではなく、契約事業者からの再卸により利用している事業者（以下「再卸先事業者」という。）が存在しているため、NTTドコモのネットワークを利用しているMVNOは15者に限らないことを考慮する必要がある。（「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成25年9月最終改定）に基づき、MNOはMVNOと契約している具体的顧客名について一般的に聴取する理由がないとされているため、NTTドコモでは再卸先事業者に関する情報を把握していない。）

### 5 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置

認定開設者4者において、以下のとおり実施している。

#### <既設の無線局等との混信防止>

- ・既設無線局との混信防止に関する取り組み（他免許局等との干渉調整）として、同一及び隣接周波数帯（3400MHz～4200MHz）で運用されている宇宙無線通信業務を行う既設無線局の免許人との交渉を進め、特定基地局による既存免許局への混信回避について協議を実施した。協議状況については以下のとおり。
  - 共用条件等について概ね合意し合意書の締結に向けた調整中の衛星事業者：5者
  - 共用条件等について合意済みの衛星事業者：3者
  - 共用条件等についての協議中の衛星事業者：1者

また、一部既存免許人に対しては、協議の進捗を踏まえ、当面の干渉調整の実施及び長期的対策（一部地球局の移設、フィルタ挿入等）の合意に向けた考え方等について記載した「長期的対策合意に向けた覚書」と長期的対策の具体的

な実施内容・実施方法について記載する「長期的対策の合意書」を各々2016年1月末、2016年3月末を目途に締結することとした。

#### <他の認定開設者との混信防止>

- ・平成27年6月30日付けで、認定開設者間における特定基地局の送信開始時刻等について同期をとるための具体的な措置に関する事項、その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る合意書を締結。

#### <受信設備に係る体制>

- ・窓口業務の業務委託に関する契約書・仕様書を確定し、業務委託先と契約を締結した。
- ・平成27年10月29日より窓口での問合せ受付を開始し、同日に、認定各社のWEBサイトにて窓口開設に関する周知等の情報掲載を実施した
- ・前四半期に実施した衛星放送協会、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会へのアンケート結果に基づき、以下を実施した。
  - 日本放送協会への個別説明を実施（平成27年12月18日）。
  - 上記以外の受信専用設備利用者に対して、3.5GHz帯の特定基地局での利用に関する背景、受信専用設備への影響、対策例について説明した書簡を送付した（平成27年12月21日）。また、同内容を各社のWEBサイトに追加掲載した。
- ・一部免許人の受信専用設備に関する影響について協議を実施。

## 6 電波の能率的な利用の確保

### <指定済周波数を使用する無線局の整備状況>

#### ○基地局

開設数：71,632局（開設計画では平成27年度末に71,125局）

人口カバー率：99.9%（開設計画では平成27年度末に99.8%）

#### ○4G基地局

開設数：41,709局（開設計画では平成27年度末に39,954局）

人口カバー率：96.7%（開設計画では平成27年度末で95.2%）

### <特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数>

6,342人（開設計画では平成27年度末に5,704人）

### <特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率>

59.3%（開設計画では平成27年度末で57.5%）

その他、開設計画に記載された技術の開発・運用については、開設計画どおり順調に取り組んでいる。

## 7 その他

特記事項はない。

**<確認結果>**

開設指針及び開設計画に基づき概ね適切に実施されていることを確認した。